

鹿屋市ふるさと納税返礼品提供事業者誓約事項

1. 返礼品に関する誓約事項

- (1) 地元産出品・サービスとして本市を PR し、地域産業の振興につながる要素を持つものであること。
- (2) 平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条で定める返礼品基準のいずれかに該当するものであること。
- (3) 返礼品を提供しようとする場合は、「鹿屋市ふるさと納税返礼品提案書」を提出すること。また、提案書に記載された内容は、全て事実と相違ないこと。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。
- (5) 食品返礼品については、食品の表示に係る関係法令を遵守し産地名や品種名などを適正に表示したものであること。
- (6) 市が必要と認めるときは、事業者に対する返礼品の調査（実地調査を含む。）に応じること。
- (7) 地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をすること。
- (8) 公序良俗に反したものでないこと。
- (9) 返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。
- (10) 返礼品の配送にあたっては、配送負担が最も軽い方法（より小さなサイズ、配送料が低い配送手段）を選択すること。
- (11) 返礼品の生産、製造及び適正な品質管理体制を整備するとともに、消費者に対して安全と信頼の確保に努めること。

2. 事業者に関する誓約事項

- (1) 食品返礼品の産地名の不適切な表示など、当方の故意又は過失により、事故や損害等が生じたときは、違約金の支払い及び損害を賠償するなど、一切の責任を負うこと。
- (2) ふるさと納税を通じた本市のブランド価値向上と寄附額の増に向け、本市との良好な協力関係が構築できること。
- (3) 本市がふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）受付管理業務を委託する事業者（以下、中間事業者という。）との間で契約を締結するとともに、中間事業者とも良好な協力関係が構築できること。また、中間事業者が提供するシステムを利用した受注管理が可能であること。
- (4) 納期の到来している市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（猶予制度の適用を受けているものを除く）。
- (5) 審査において、鹿屋市税の納税状況に関する情報が確認される場合があることについて了承すること。
- (6) 暴力団又は暴力団員でないこと。
- (7) 各種法令（例：食品衛生法、食品表示等）を遵守するとともに、法令等に違反する事実が判明した場合には、速やかに市及び中間事業者に連絡すること。
- (8) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、適切に管理すること。また、寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。
- (9) 審査の結果、返礼品提供事業者及び返礼品に登録されなかった場合や返礼品の登録解除の要件に該当し、返礼品提供事業者及び返礼品の登録を取り消されても、一切の異議を申し立てないこと。

3. 返礼品の登録解除

本市が以下に該当すると判断し、返礼品の登録を解除、取扱いを停止しても、一切の異議を申し立てないこと。

- (1) 返礼品提供事業者が、本市及び中間事業者に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品及び返礼品提供事業者が募集条件の内容を満たさなくなったとき。
- (3) 国の制度変更等により、返礼品が国の基準に合致しなくなったとき。
- (4) 返礼品の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又はその恐れがあるとき。
- (7) 効果的、効率的な寄附獲得のために実施する本市及び中間事業者の返礼品選定やPR方針、事務費削減方針に同意・協力いただけないとき。
- (8) 返礼品に関する寄附者からのクレームに対する対応に重大な不備や懈怠があると本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。
- (9) その他、本市及び中間事業者の指導・助言等に従わないなど、ふるさと納税制度の運用に支障を及ぼす状況にあるとき。

リスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	返礼品 提供 事業者
物価変動	人件費、物件費等の物価変動に伴う経費の増		○
寄附者への対応	返礼品の送付日指定等、返礼品の送付に関する要望等への対応		○
	返礼品の品質、性能等の商品に関する苦情への対応		○
	市の指示で返送となった返礼品の再送に係る経費	○	
	市の指示なく返送となった返礼品の再送に係る経費		○
	寄附者の不在等による配送業者からの問い合わせに関する対応	○	
	市の過失による返礼品の再送に係る経費	○	
	返礼品提供事業者の過失による返礼品の再送に係る経費		○
	返礼品の品質劣化や欠損などによる代替品の再送に係る経費		○
不可抗力	不可効力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災等によりいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象をいう。）に伴い発生する経費及び返礼品送付の履行不能に係る寄附者への連絡	○	
寄附者への賠償	返礼品提供事業者としての注意義務を怠ったことにより寄附者へ損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	

ふるさと鹿屋応援寄附金（ふるさと納税）返礼品受付停止基準

鹿屋市ふるさと納税業務の実施に伴い、本市が取り扱う返礼品において、下表の内容に該当する場合は、返礼品の受付の停止又は取消を行うとともに、内容によっては返礼品提供事業者の登録を取り消すものとする。

停止基準	停止要件	停止期間
虚偽記載があった場合	返礼品の調達費用が寄附額の3割以上であったとき	登録取消
	故意に返礼品の記載内容と異なる返礼品を発送したとき	登録取消
	返礼品の提供可能数量を実際の上限以上に設定した場合	12 カ月以内
	返礼品の地場産品基準や食品表示法等の関係法令に違反（特に、事実と異なる産地名の表示）があったとき	登録取消
過失による不完全履行があった場合	市又は中間事業者から再三の出荷依頼の催促があったにもかかわらず、相当の理由なく返礼品を発送しなかったとき	6 カ月以内
	事業者の過失により、寄附者から返礼品の交換又は追加発送の要望があったにもかかわらず、返礼品を再発送しなかったとき	3 カ月以内
食品衛生の不備等により寄附者に影響を及ぼした場合	返礼品を原因として、寄附者が食中毒などを起したとき	12 カ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
	加工場の安全管理の措置が不適切であったため、従業員が負傷したとき	6 カ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
経営不振等により事業の継続ができなくなった場合	様々な要因により事業を継続できなくなったとき ※寄附者やその他の関係者に影響を及ぼさないためにも、事前に相談すること。	当該事実を知った日から無期限
不正行為等があった場合	代表役員や従業員等が逮捕又は公訴されたとき	当該事実を知った日から 24 カ月以内 （登録のある全ての返礼品の受付を停止）※
不正又は不誠実な対応した場合	寄附者に対して不誠実な対応をとり、本市のふるさと納税業務の信用を失墜させたとき	12 カ月以内
	市及び中間事業者に対して、不誠実な対応をとり、本市のふるさと納税業務に影響を及ぼすと判断されたとき	12 カ月以内
	営業許可又は認可が失効したにもかかわらず返礼品を加工又は製造していたとき	当該事実を知った日から 24 カ月以内

※印の項目は、ふるさと納税以外の業務で発生したときも同様の措置とする。